

庄内南部新規就農者研修受入協議会
第1回 設立準備委員会

日時：令和6年10月29日（火）15:00～

場所：鶴岡市立農業経営者育成学校 SEADS

2階 中会議室

次 第

1. 開会

2. あいさつ

3. 検討経過説明

資料 1

4. 協議

（1）設立準備委員会の規約案について

資料 2

（2）役員選出について

（3）今後の検討事項

資料 3

（4）今後のスケジュール

資料 4

5. その他

6. 閉会

出席者名簿

所属	部 署	役 職 名	氏 名	備考
鶴岡市	農林水産部	部長	岡部 穂	市受入協会長
	農業委員会	事務局長	伊藤 幸	市受入協監事
	農林水産部農政課	課長	伊藤 弘治	市受入協事務局長
		SEADS校長	百瀬 清昭	
		副主幹	齋藤 敬子	
		主事	尾形壯一郎	市受入協事務局
	市新規就農者 研修受入協議会	アドバイザー	結城 和博	
庄内町	農林課	課長(兼)農業委員会事務局長	渡部 桂一	
三川町	産業振興課	課長(兼)農業委員会事務局長	須藤 輝一	
J A 鶴岡	生産振興課	課長	今野 大介	
J A 庄内たがわ	営農企画課	課長	五十嵐貴之	
J A あまるめ	営農販売部	次長	佐藤 智	
山形県庄内 総合支庁	農業技術普及課	次長(兼)課長	佐藤 和則	市受入協 オブザーバー
	農業振興課	課長	長谷川慎一	市受入協 オブザーバー
	農業振興課	主事	小林 大将	陪席

敬称略

▶ 鶴岡市新規就農者研修受入協議会は

- ・就農に向けた農業研修を実施する受け皿として市と農協が共同して立ち上げた研修受入調整組織（平成27年設立・県内初）
- ・研修受入農家での「実習」と、SEADSや県普及課・山大農学部による「座学」を就農希望者に合わせて設定し営農までサポートする
- ・現在、51経営体の研修受入農家が登録しており、R6.3月までに研修生46名が修了している（うちSEADS修了生は20名）
- ・国の就農準備資金(150万2年間)の交付要件である「県が認定した研修機関」の認定を受けている

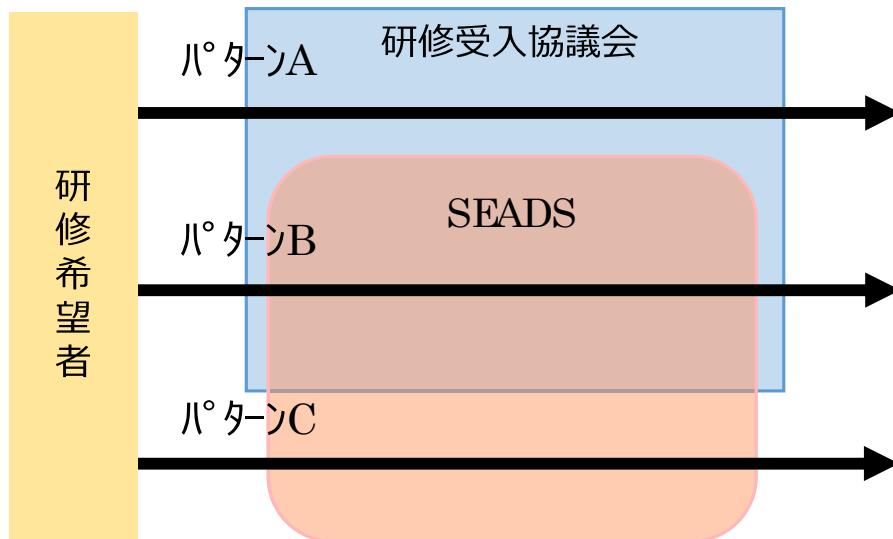
▶ 協議会設立に至った背景

- ・平成24年度より、研修期間中の支援策として「国の準備型補助金」（現・就農準備資金）が創設された。しかし県が認定した機関で研修を受ける場合のみ活用でき、当時認定されていたのは「県立農林大学校（新庄市）」と「やまがた農業支援センター（山形市）」の2カ所のみだったため、庄内地域在住者が準備資金を受けつつ農業研修を受けるのはハードルが高かった
- ・これらの状況から、鶴岡市では2農協と共にH27に「鶴岡市新規就農者研修受入協議会」を設立。同時期に県から研修機関として認定を受けたことで、鶴岡市でも準備型補助金を活用しながら地元で農業研修を受ける環境が整った
- ・本協議会の設立を契機として県内他市町村でも同様の協議会設立の動きが広がり、県内ではR5年時点で15団体が活動している（山形市、村山市、大江町等。庄内では鶴岡市のみ）。県においても各市町村での受入協議会設立を支援している

▶ 鶴岡市研修受入協議会の活動

1. 研修予定者との面談等を通じて、希望する研修内容を把握し、適切な研修受入農家とマッチングさせて研修プログラムを作成、研修の実施状況をチェックする
協議会アドバイザー（2名）とJA指導員が、研修中の現地指導、就農後の現地確認アドバイスの定期巡回を行う
2. 研修受入農家の下での「実習」の他に、SEADS授業や農業技術普及課の実践講座、地域定住農業者育成コンソーシアム食と農のビジネス塾などの「座学」を組み合わせることで、農業技術はもとより農業経営・販売等に関する知識の習得をサポートする
3. 農業士会や農協青年部と研修生の「意見交換会」、新規就農者の学習・交流を図る「新規就農者フォーラム」等を開催する

SEADSと受入協議会の関係



	実習	座学	就農準備資金
A 受入農家	農林大学校 や普及課等		○活用可
B 受入農家	SEADS		○活用可
C 実家等	SEADS		×活用不可

【参考】パターン別の研修者数

パターン	R4研修開始	R5研修開始	R6研修開始
A	3人	0人	2人
B	9人	7人	7人
C	0人	0人	1人

パターン

A : SEADSには入校しないが、研修受入協議会で研修を受ける
 ⇒ 座学については農林大学校や普及課の実践講座等を活用



B : SEADSに入校し、研修受入協議会を通じて研修を受ける
 ⇒ 就農準備資金を活用でき、申請時のサポートを受けられる



C : SEADSに入校するが、研修受入協議会には申請しない
 ⇒ 受入協議会を通さないため、就農準備資金を活用できない



▶ 1市2町による打合せ経過

- ▶ 令和5年6月2日 第1回1市2町担当課長打合せ (新規就農者確保対策の情報共有等について)
- ▶ 令和5年7月6日 1市2町首長意見交換 (新規就農者確保対策の連携の在り方について)
- ▶ 令和5年11月9日 第2回1市2町担当課長打合せ (新規就農者研修受入協議会の広域化について)
- ▶ 令和6年5月28日 第3回1市2町担当課長打合せ (以降同上)
- ▶ 令和6年8月9日 第4回1市2町担当課長打合せ [書面会議]
- ▶ 令和6年10月17日 第5回1市2町担当課長打合せ ※令和6年10月10日第1回担当者会議を実施 (以降、随時実施予定)

▶ 連携の方向性

鶴岡市新規就農者研修受入協議会を庄内町、三川町にも拡げ庄内南部の広域組織として改変し、令和7年4月より共同で運営する

▶ 広域化によるメリット

- 1) これまで原則鶴岡市内の農家だった実習受入先について、庄内町・三川町の先進農家が加わることにより、研修生にとって実習の選択肢（品目、栽培方法等）が拡がる
- 2) 受入協議会での交流活動が広域化することで、新規就農者同士のネットワーク拡大に繋がる
- 3) U I ターン者等について、市町やJAが動機付けから就農まで直接一貫して関わり育成確保することができる
- 4) 「SEADS」入校や「食と農のビジネス塾」塾生等の募集活動の連携強化が図りやすくなる
- 5) 協議会の活動区域が庄内南部全体となることで、JAや庄内総合支庁とより円滑な新規就農者対策の連携が図られる

▶ 新協議会で強化して取り組む事業

- 1) 研修生や新規就農者、受入農家等による意見交換・交流会の開催
- 2) 「新・農業人フェア」をはじめとする首都圏等での就農イベントでのPR活動
- 3) 地元高校や高等教育機関でのPR活動、農業委員会等での協力依頼
- 4) 事務局事務の分担 等

▶ 運営体制

【現在】シニアアドバイザー 1名
就農支援アドバイザー 1名
(事務局) 鶴岡市、鶴岡市農業委員会
JA鶴岡、JA庄内たがわ

会長：農林水産部長 副会長：2JA営農担当部長
事務局長：農政課長



【R7以降】シニアアドバイザー 1名
就農支援アドバイザー 2名
(事務局) 鶴岡市、庄内町、三川町、各市町農業委員会
JA鶴岡、JA庄内たがわ、JAあまるめ

会長：市農林水産部長 副会長：3JA営農担当部長
事務局長：農政課長 事務局次長：2町農政担当課長

▶ 事業費の想定

【考え方】

- ・運営費は従来の負担方法を踏襲し、1団体あたり定額（平等割）60千円
- ・アドバイザー活動人件費は広域化により1名分増やし、活動人件費全体を1市2町で人口割負担
- ・R6予算7,009千円 → R7想定9,967千円 (鶴岡市: 7,890千円、庄内町1,347千円、三川町: 550千円)

	R6	R7	千円
運営費	鶴岡市60、JA鶴岡60、JAたがわ60	鶴岡市60、JA鶴岡60、JAたがわ60 庄内町60、三川町60、JAあまるめ60	
人件費	鶴岡市6,829 (シニアアドバイザー週5、就農支援アドバイザー週2)	鶴岡市7,830(81.5%) 庄内町1,287(13.4%)、三川町490(5.1%) (シニアアドバイザー週5、就農支援アドバイザー週2、新任週2)	
計	7,009	9,967	

庄内南部新規就農者研修受入協議会設立準備委員会規約

(目的)

第1条 庄内南部新規就農者研修受入協議会（以下「協議会」という。）を設立するためには必要な検討、調整、準備を行うことを目的として、庄内南部新規就農者研修受入協議会設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、鶴岡市農林水産部長をもって充てる。
3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
4 役員の任期は、協議会の設立までとする。
5 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。
6 委員会は、会の重要事項について審議決定する。

(役員の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、事務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、構成市町の職員をもって構成する。
- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長の命を受け委員会の事務を掌理し、必要に応じて事務局会議を行う。
- 5 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(解散等)

第6条 委員会は、協議会設立後速やかに解散し、その事務は協議会に引き継ぐ。

(その他)

第7条 この規約に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年10月29日から施行する。

別紙（第2条関係）

委員	鶴岡市農林水産部長 鶴岡市農業協同組合営農販売部生産振興課長 庄内たがわ農業協同組合営農販売部営農企画課長 余目町農業協同組合営農販売部次長 鶴岡市農林水産部農政課長 鶴岡市農業委員会事務局長 庄内町農林課長兼農業委員会事務局長 三川町産業振興課長兼農業委員会事務局長 山形県庄内総合支庁産業経済部農業振興課長 山形県庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課長 その他会長が必要と認める者
----	--

▶ 進め方

会議実施：本日10/29第1回会議、2月下旬に第2回会議 全2回を予定

詳細を担当者会議、設立準備委員会事務局会議にて調整し、第2回会議に検討結果と対応を提案する

▶ 検討事項

(1) 協議会の具体的な設立方法について

- 庄内南部新規就農者研修受入協議会の設立について、研修生・受入農家が現在活動していることや手続きの簡潔さの観点から、廃止→新設でなく、「既存の鶴岡市の協議会を改称改組し、庄内南部研修受入協議会に変更する」方法で進めることで県と詳細の協議を行う。

(2) 協議会の活動内容等について

- 令和7年度以降の活動展開を検討する際の参考とするため、令和5年度の鶴岡市研修受入協議会活動実績等を1市2町に共有した。
- 令和7年度の事業計画について、これまでの実績を基礎に、広域化のメリットを発揮した具体的な取組みを検討する。
- 令和6年度中に準備すべきこと（R7からの研修受入農家の追加募集、研修希望者の審査会等）を整理検討する。

(3) 令和7年度職員体制・事務分担について

- 広域化に伴い就農支援アドバイザーを1名増員（3名体制）することについて、庄内町及び三川町の農業事情に明るい人材を確保する。
- 協議会運営事務における3市町の役割分担について、最善の組み合わせを検討する。

(4) その他

- 本第1回会議を各構成組織の広報紙やSNS等で周知し、地域住民、新規就農希望者に広くご理解していただく。
- 上記のほか、新たな検討事項が生じた場合は担当者会議、設立準備委員会事務局会議にて協議する。

 設立までの大まかな日程

時 期	予 定
10月29日 15:00	■ 「庄内南部新規就農者研修受入協議会設立準備委員会」第1回会議 1市2町農政担当課、農委事務局、3JA、庄内総合支庁の 課長級 で開催 今後の検討事項、スケジュール等の協議
11月初旬	設立準備委員会第1回会議の開催について、会議概要・資料とともに各市町HPで公表(同内容) 各所へ情報提供
11月21日 予定	■ 庄内南部定住自立圏共生ビジョン懇談会 開催予定 ※有識者及び住民代表によるビジョンの策定・変更の協議 本取組みを定住自立圏形成協定に基づき推進する産業振興分野の「具体的取組」の一つに追加 ※ 農業の既存取組… 農業体験支援事業（わんぱく農業クラブ）、育苗施設利用拡大事業（庄内町育苗センター）
2月	■ 「設立準備委員会」第2回会議 R7年度事業の詰め協議、設立総会について ■ 研修受入農家R7～の登録調整 ■ R7研修希望者面接会の実施
3月下旬	■ 設立総会の開催 ※設立総会は各市町議会 新年度予算成立後 の3月末に開催
4月	■ 庄内南部新規就農者研修受入協議会 運営開始
6月	■ 通常総会の開催 ※R6事業実績・決算報告、R7事業計画・予算の決定